



Newsletter

21世紀COE企業法制と法創造総合研究所
知的財産法制研究センター

❖ RCLIP 特別セミナー（2005/2/15 開催）

「特許発明の技術的範囲認定手法における参酌資料に関する日・米・欧比較法的考察（米国CAFC Phillips 事件を中心に）」



2005年2月15日にアメリカ連邦巡回控訴裁判所のランドール・レイダー判事、ジョージ・ワシントン大学ロースクールのマーティン・エーデルマン教授、ワシントン大学（兼早稲田大学ロースクール客員教授）竹中俊子教授を迎えて特別セミナーが行なわれた。

セミナーはまず、竹中教授により、特許発明の技術的範囲認定の手法について、特に、クレーム解釈における参酌資料についての米国判決のこれまでの経緯が説明された。挙げられた判決はマークマン判決、ピトロニクス判決、ピットニーボウズ判決、CCSフィットネス判決である。また、クレーム解釈における特許発明の技術的範囲と後発技術の問題についても、カイロン判決が挙げられ、説明がなされた。

続いてレイダー判事が、竹中教授によって挙げられた論点について、より詳細に説明を加えた。さらに、現在連邦巡回控訴裁判所の大法廷審理に係属しているフィリップス事件に言及し、その背景や争点について詳細な解説を行うとともに、バイオニア特許の技術的範囲に後発改良技術を含

める解釈が可能かどうか問題とされたカイロン事件についてもふれ、バイオ分野の発明保護特有の特許政策上の可能性が議論された。判例理論の今後の進展は予想がつかないが、いずれにせよクレーム解釈についての単純な回答が得られるような明白なルールを作ることは不可能であると締めくくった。

エーデルマン教授は同様の問題が生じているイギリスにおける現状を報告した。英国最高裁カトニック事件、同キリン アムジェン事件を挙げ、殊に後発技術の問題について詳細な説明がなされた。特に、英国最高裁キリン アムジェン判決を連邦巡回控訴裁判所のカイロン判決と比較し、実施可能要件に関する無効の抗弁とクレーム解釈の関係について述べ、比較法的な分析を加えた。

その後、司会を務めた高林龍教授が、報告者3名の議論を引き継ぎ、日本における同様の問題の現状を均等論を中心に簡単に説明した。



個別報告後のパネルディスカッションでは、当初バイオテクノロジー関連特許における前出の問題について議論が集中した。その後、各国における均等論の差異が議論され、竹中教授は殊に、レイダー判事によるジョンソン・アンド・ジョンストーン判決の補足意見でレイダー判事が明らかにした均等論の適用を主に後発技術で置換された均等物に限定する考え方が判例及び学者の

間で通説となりつつある米国における現状について触れ、クレームの作成には十分な注意を払う必要が存在することについて述べた。

パネルディスカッション後の聴衆との質疑応答では、日本の裁判官を中心とする実務家から意見と質問が寄せられた。日本のポールスブライン判決における本質的部分の要件に関する解釈について、エーデルマン教授は英国最高裁判決で均等論適用の要件とするマテリアル・エレメントと対比する解釈を行ったが、エーデルマン教授とは異なる理解の仕方が可能ではないかとの意見も寄せられた。高度に専門的な議論が続いたが、本特別セミナーはそれだけに最先端の情報を求める聴衆の満足に足るものであったようである。

(RA 青柳由香)

❖ RCLIP 第7回研究会 (2005/3/28 開催)

「実演家人格権について」

増山 周(社団法人日本芸能実演家団体協議会・
実演家著作隣接権センター法務調査部部长)



本報告において、増山部長は、実演家人格権付与の背景及び権利の内容と制限などに関する国内外の議論を紹介した上で、日本法に対する検討課題や問題点を解説し、参加者と活発な議論を行った。

昨今、デジタル化の進展に伴って実演の改変が容易に行われるようになり、実演家に人格権を認めるべきである考え方が国際的に定着してきた。日本でも、1996年のWIPO実演・レコード条約(WPPT)の成立を受けて、2002年の著作権法

改正で実演家人格権が付与された。

増山部長は、まず、実演家人格権に関する国内立法に至るまでの国内外の立法的経緯についての紹介を踏まえて、「実演」および「実演家」の定義について、1961年の実演家等保護条約(ローマ条約)および1996年のWPPTにおける関連内容を紹介したうえ、日本著作権法上の関連定義を解説した。

続いて、実演家人格権の条文内容について、同部長は、WPPTの規定について説明してから、事例を紹介しつつ、日本著作権法における氏名表示権(第90条の2)および同一性保持権(第90条の3)について検討を行い、いくつかの問題点を指摘した。つまり、氏名表示権とは、氏名・芸名など、実演家名を表示し、または表示しない権利をいうが、実演家がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないこと、又は、公正な慣行に反しないことがかかる権利の制限となる。ここでは、他人が行った実演に実演家の氏名が表示された場合、当該実演家の氏名表示権の侵害にあたるかどうかの問題となる。また、同一性保持権とは、名誉または声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けない権利をいうが、やむを得ないと認められる改変、又は公正な慣行に反しない改変が上記権利の制限となる。ここでは、実演家の名誉または声望を害するが、やむを得ないと認められる改変や公正な慣行に反しない改変が果たして存在するかに疑問を感じる。

さらに、著作者人格権に関する立法との比較を踏まえて、実演家人格権において、公表権、共同実演における人格権行使、実演家の名誉又は声望を害する方法によりその実演の利用行為に関する規定、実演家でない者の実名または周知の変名を実演家名として表示した実演の複製物の頒布に関する罰則の欠如を指摘して、これらの検討の必要性を訴えた。また、著作者の権利との関係、実演家人格権の保護の遡及についても検討を行った。

R
CLIP

報告後、実務家および学者から多数の質問が寄せられ、理論的かつ実務的な質疑応答が行われた。ここでは、主なものについて紹介する。実演家がグループの場合のグループ名の氏名表示に関する質問について、増山部長は、実演家人格権が実演家個人に対する権利であるため、グループ名が実演家に該当しないと解説した。実演家人格権は経済的権利とは別個の権利であるという説明に対して、人格権に基づいた損害賠償の可能性に関する質問について、増山部長は、人格権の非金銭的性質を指摘したうえ、実例を挙げつつ、侵害された場合の原状回復の困難さを示唆した。実演家の名誉または声望を害する方法によりその実演の利用行為に関する規定が必要であるとの意見に対して、増山部長は、映画シーンのカラオケへの転用という実例を挙げて、今後におけるこのような事例の発生を予測して、立法的解決の必要性を認めた。(RC 袁藝)

❖ RCLIP 第8回研究会(2005/4/25開催)

「私的複製とスリーステップ・テスト」
前田哲男弁護士(染井・前田法律事務所、
早稲田大学大学院講師)



第8回RCLIP研究会では、前田哲男弁護士を招聘し、「著作権法30条とスリーステップ・テスト」と題するご報告を頂戴した。

スリーステップ・テストは、ベルヌ条約その他の条約に規定されたテストであり、特別の場合に(第1要件) 著作物の通常の利用を妨げず

(第2要件) かつ、 著作者の正当な利益を不当に害しないこと(第3要件)を要件として、著作権の効力の制限又は例外を認めるとするものである。

前田弁護士は、著作権の制限を規定する著作権法30条の規定を解説した上で、同条により私的複製が許容されるケースと、条約のスリーステップ・テストに適用するケースには齟齬がある点を指摘した。例えば、家族でない(家計を共通にしない)AとBが二人でお金を出し合って一枚のアルバムCDを購入し、AがそれをCD-Rに複製した上で購入したCDをBに渡し、以降AはCD-RによりBはCDにより、いつでも好きなときにアルバムを聴ける状態としたような場合である。30条においてAの複製行為は私的複製の範囲内と考えられるが、スリーステップ・テストにおいては、その第2要件が「著作者による権利の行使と経済的に競合しないこと」の意味で一般に理解されていることからすると、音楽CDの市場を侵食し著作権者のビジネスと直接 conflict するAの複製行為は許容されないことになる。

前田弁護士は、価値判断として以上のような行為(家計を共通にしない2人の人が別の場所で同時に使用可能な状態とする行為)を許容するのは不適當であるとした上で、30条の適用範囲を限定する解釈の可能性及びその問題点を説明した。

前田弁護士が述べられた解釈とは、法5条を介して、30条の適用にスリーステップ・テストの趣旨を導入する解釈である。すなわち、5条は、「著作者の権利(中略)に関し条約に別段の定めがある場合には、その規定による」としているのであるから、30条の範囲とスリーステップ・テストの範囲に齟齬がある以上条約の定めであるスリーステップ・テストが優先する、しかし30条を条約違反で無効とするのも適當ではないから、ここは合憲限定解釈のような手法を導入して30条の適用範囲をスリーステップ・テストに適合するよう限定的に解釈する、との説である。この説に対しては「5条の規定は国内法に規定を欠

く場合に条約の規定を適用するとの趣旨である」との反対説があること、及び、スターデジオ東京地裁判決（平成12年5月16日東京地裁判決、判タ1057号221頁）においてこの「合『条約』限定解釈」手法が否定されていること紹介した上で、上記反対説については、「別段の定めがある場合には」との文言からすると5条は「国内法と条約の規定が抵触する場合には条約が優先する」ことを定めた趣旨と解するのが適当であり、これを「国内法に規定を欠く場合には」と読むのは困難ではないかとされた。

続いて、以上のような解釈の問題点として、特に私的録音録画補償金制度との関係に言及された。すなわち、同制度は30条の適用範囲が広過ぎてこのままではスリーステップ・テストに反するおそれがあるとの問題意識の下で導入されたものであるから、これが導入された以上スリーステップ・テストの要請は満たされているとの反論があり得るという点である。この点について前田弁護士は、同制度はスリーステップ・テストの第3要件（著作者の正当な利益を不当に害しない）違反のおそれを解消するために導入されたものと理解することができ、これが導入されたとしても、なお著作権者の通常のビジネスと直接conflictするような行為（すなわち、第2要件「著作物の通常の利用を妨げず」に違反するような行為）を、著作権者は排除できるとした。

以上のような解釈の紹介に続き、前田弁護士は、そもそも前述のような複製行為の適法性が問題となるのは、結局スリーステップ・テストの第2要件との関係で30条の規定がすっきりとしないからであろうと述べ、その上で、ある私的複製行為が第2要件を満たすか否かは、一般的には「そういう利用をするのであれば市場で売っている商品を買って利用すべきである」と言えるか否かによって判断されるべきであり、その判断にあたっては、著作物の種類、複製行為の目的・性質（音楽CD商品の通常の購入目的と同じ目的を実現するためか等）、複製の分量（まるごと複

製か一部複製か）、複製の質（音楽CD商品と同等の品質か等）等の要素を考慮すべきとした。

更に、35条1項や36条1項などはその但し書きに「著作者の利益を不当に害することとなる場合には」著作権の制限を制限する旨が規定されていることから、30条にもこのような但し書きを加える立法を行うことも検討されるべきとした。

最後に、現行の30条の規定は、スリーステップ・テストに照らせば問題がある行為を許容してしまっている反面、例えば社内会議の資料として文献の一部を複製する場合などのように、スリーステップ・テストにおいては問題がない行為をも規制してしまっており、社会的妥当性という点で疑問があるとし、これを適法とする解釈の必要性及び立法的解決の必要性を指摘された。

以上の報告に引き続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた。（RC 五味飛鳥）

❖北大 COE 主催国際シンポジウム

「バイオテクノロジーの法的保護と生命倫理」

（2005/2/22-23 開催）

2005年2月22、23日に北海道大学21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」及び北海道大学大学院法学研究科高等法制教育研究センター法動態部門知的財産法領域の主催する国際シンポジウム「バイオテクノロジーの法的保護と生命倫理（Bioethics and Biotherapy）」が開催された。同シンポジウムはRCLIPも共催となり、第1セッション：バイオテクノロジー、倫理及び特許の問題（2/22）、第2セッション：バイオ領域におけるフォークロア、第3セッション：バイオテクノロジーと競争政策（いずれも2/23）という内容で構成された。第2日目の第2セッションで、RCLIPの青柳由香RAが報告を行った（「伝統的知識等に関する法整備への先住民及び地域共同体の参加について」）。同シンポジウムは台湾より多くの研究者を招いた

R
CLIP

ものであり、日本からも北大より稗貫俊文教授、常本照樹教授、筑波大より平嶋竜太助教授、京都大学より田上麻衣子氏らが報告を行った。報告者から広範な論点が挙げられ、最終日午後には活発なパネルディスカッションが行なわれ盛況であった。RCLIPは今後も北大COEとの協力関係を持ち、日本の学界における知的財産権に関する議論の発展に寄与することを期待している。尚、詳細に関しては北大COEのサイトを参照頂きたい。

北海道大学 21世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」ウェブサイト：
<http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/index.html>
(RA 青柳由香)

❖ RCLIP 特別セミナー (2005/5/9 開催)

研究開発活動の国際化に伴い、各国特許法における職務発明制度や共有に係る特許を受ける権利の内容の違いから、日本の企業や大学が研究成果の帰属やライセンスに関し、紛争にまきこまれる事例が増加している。特に、多数の研究者が開発に係るヘルスサイエンスやIT等高度技術分野の発明については共同発明者の特定が困難であり、しばしば紛争の原因となっている。

RCLIPは、早稲田大学知的財産本部・東京医科歯科大学知的財産本部との共催で、去る2005年5月9日に、「研究活動のグローバル化に伴う研究成果帰属・ライセンスに係る諸問題と紛争回避の対策」をテーマとしたRCLIP特別セミナーを開催した。



当日は、関係者も含めて、170名程度の方々が参加した。充実した内容の講演の後、パネルディスカッションが行われ、活発な議論が展開された。このセミナーの内容の概略は以下の通りである。当日は、ポール・マイケルジョン氏の所属するDorsey & Whitney Seattle Officeより援助を受け、名刺交換会も開催した。



【日時】2005年5月9日 18:00~20:30

【場所】早稲田大学 小野梓記念館(法務研究科) B2 小野記念講堂

【講師等】

挨拶：藤原晃氏(東京医科歯科大学知的財産本部知的財産マネージャー)

講師：清水啓助氏(慶應義塾大学商学部教授・慶應義塾大学知的資産センター所長)

ハインツ・ゴッダー氏(ドイツ特許弁理士・欧州特許弁理士)

ポール・マイケルジョン氏(米国特許弁護士・ワシントン大学ロースクール講師)

司会：竹中俊子氏(ワシントン大学ロースクール教授・早稲田大学大学院法務研究科客員教授)

この特別セミナーについては、次号のニュースレター(2005年8月末発行)において、内容について報告、紹介する予定です。

❖ (財) 知的財産研究所 (IIP) 知財判例データベース及びアジアセミナーの開催

日本の知財判例の英訳データベースが、(財) 知的財産研究所 (IIP) のウェブサイトに公開された。RCLIP のアジア判例データベースからも同データベースへのリンクを設置し、アジアと日本を網羅する判例データベースの活用が可能になった。

<http://220.99.110.43/cases/search.html>

ウェブサイトの説明にあるように、このプロジェクトには、IIP を主体として、最高裁判所、RCLIP、そしてワシントン大学が協力してきた。RCLIP のアジア知的財産判例データベースと、この IIP による日本の知財判例データベースをうまく活用することにより、アジアの知的財産法制度の研究や実務に携わる方々の議論を促進し、知的財産制度のよりよき発展につながる事が期待される。

RCLIP では、これらのデータベースを素材としたアジアセミナーを、2005年10月(タイ知財セミナー)、2006年1月(中国知財セミナー)に、早稲田大学において開催する予定である。これらのセミナーにおける参加費等はすべて無料であり、また、各国からは第一人者を招聘する予定であるので、この分野に関心を持っている多くの方に参加頂けることを期待している。

❖ RCLIP アジア知的財産判例データベース(英語版)

RCLIP が進めているアジア知的財産判例データベースは、3月に中国の判例8件が追加され、現在も下記各国の進捗状況にあるとおり、掲載される判例が続々と準備されている状況にある。既に先行してスタートしているタイ、中国、インドネシアに加え、台湾判例データベース化のプロジェクトが2005年度に開始される予定であり、ベトナム、韓国とのプロジェクトについては現在リサーチ段階となっている。

アジア知的財産判例データベース(英語版)は下記 URL から利用できます。(無料)
<http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/db/>

❖ 中国 DB プロジェクトの進捗状況

現在、北京大学 張平助教授、人民大学 郭禾教授および清華大学 王兵教授が担当する北京地域の知財判例が英訳されている最中であるが、上海復旦大学の張乃根教授、広州中山大学の李正華助教授が担当する上海及び周辺地域の知財判例、広東地域の知財判例が現時点、修正段階にある。

英訳された判例は本年秋季にアジア知財判例データベースに公開される予定である。

(RC 袁藝)

❖ タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、157件の判例が掲載されている。2005年5月末頃までに、50件が追加される予定である。
(助手 今村哲也)

❖ インドネシア DB の進捗状況

インドネシアにおいては、最高裁判所との協力関係の下で構築することが決定した。インドネシア共和国最高裁判所が形成するプロジェクトチームのリーダーは Abdul Kadir Mappong 最高裁

R
CLIP

副長官である。3月末のジャカルタにおける同副長官との会合において、協力の計画がおおよそ決定した。これまで協力先を複数模索したが、インドネシアにおいては判決へのアクセスが困難であることが原因となっていたところであった。しかし、最高裁判所との協力が決定したことにより、今後プロジェクトが着実に進捗していくものと期待できる。(RA 青柳由香)

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

2005年度からスタートする台湾知財判例データベース構築プロジェクトは、昨年秋季よりリサーチを始め、知的財産権を専門とする台湾の研究者や実務家から大変有意義な情報及びアドバイスを多数受けた。これに基づき、台湾大学、謝銘洋教授が率いるチームに協力を求めた。同教授は当プロジェクトが相互の学術の発展に大いに貢献すると確信し、連携を快諾して下さった。

本年春季に、台湾大学とデータベース構築プロジェクトに関する協定を締結する予定である。(RC 袁藝)

❖フィリピン DB プロジェクトの進捗状況

フィリピン Intellectual Property Office (IPO) では、2004年12月16日付けで、新たに双方向型ウェブサイトの開設、商標の電子ファイリングシステム(TM ONLINE)の開始、商標登録に関する電子出版物(e-gazette Trademarks)の配信と同時に、英語による知財判例オンライン検索システム(IP Case Online Search System)開設を明らかにした。

(http://www.ipophil.gov.ph/page_details.asp?sr=220)

すでにフィリピン国内で英語による判例紹介が開始された現状に鑑み、当COEのDB構築プロジェクトにおいて緊急に着手すべき優先順位は低いと判断し、フィリピンDBプロジェクトは当面凍結とした。(RA 小川明子)

❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

ベトナムについては、未だリサーチ段階であるものの、社会科学研究所のトラン・ヴァン・トゥ教授のアドバイスを受け、早急に関係者との連絡を開始する準備がある。(RA 小川明子)

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

韓国については、未だリサーチ段階であるが、韓国国立ソウル大学の「技術と法センター」のジョン・サンジョ教授との連絡を開始し、韓国側でのデータベース化や連携を試みている段階である。(RA 張睿暎)

❖RCLIP コラム

RCLIPのウェブサイトでは、知財に関する様々なトピックで、コラムを掲載、毎月更新しております。是非ご覧下さい。

5月のコラム

■「市役所前の接吻」から 55年

・・・RA 小川明子

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/activity/index11.html>

掲載済みコラム

■ピーターバン法

・・・助手 今村哲也

■審議会の公平性、透明性、公開性

・・・RA 安藤和宏

■現地調査という研究手法

・・・RA 青柳由香

■中国における涉外知的財産権の準拠法

・・・RA 袁藝

■日米間の使用料課税

・・・RA 佐々木雄一

■裁判官は弁解せず

・・・助手 今村哲也

■音楽レコードの還流防止措置の是非

・・・RA 安藤和宏

■マイクロソフト社に対する勧告

—知財と独禁法— ・・・RA 青柳由香

(執筆者肩書きは掲載当方で、一部現在と異なる)



研究会のお知らせ

「第9回 RCLIP 研究会」

【日時】2005年6月27日 18:00～20:00

【講師】小泉直樹

(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

【演題】大学における著作権の帰属・流通ルールについて

【講演要旨】大学における発明については、いわゆる権利の機関帰属を前提とし、各大学知財本部を通じた知財化の取組みが進んでいる。一方、著作権については、プログラム、データベースについては機関帰属が望ましい、という政府提言はあるものの、各大学の実態は様々である。大学における研究成果である著作物、とりわけデジタルコンテンツをいかに発信していくかは、大学に課された課題の一つであるといえよう。本報告では、権利帰属のルールのあり方について、問題点を指摘し、討論にゆだねたい。

【会場】早稲田大学国際会議場第一会議室

お申込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10261>

「RCLIP 特別セミナー」

早稲田大学大学院法務研究科(法科大学院)知的財産紛争処理法公開講義

早稲田大学 21世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所・知的財産法制研究センター主催

【日時】2005年7月4日 18:00～21:00

【講師】

片山英二(弁護士)

高林 龍(早稲田大学大学院法務研究科教授)

高部真規子(東京地裁民事47部総括判事)

竹中俊子(ワシントン大学ロースクール教授・早稲田大学大学院法務研究科客員教授)

富岡英次(弁護士)

服部 誠(弁護士)

【テーマ】国際訴訟戦略と日本の知財紛争処理制度

【概要】市場のグローバル化に伴い、知的財産紛争は日本のみならず、米国・欧州主要諸国で同時に発生する可能性が増大している。このような最近の動向に対応し、早稲田大学法務研究科(ロースクール)では、日本及び欧米の知的財産紛争処理法のクラスをそれぞれ開講し、政策的見地及び実務技術両面から学生を教育している。本セミナーは、両クラスの合同授業として国際的特許紛争にまきこまれた場合のクライアント・コンサルティングの技術を具体的仮想例に基づき再現し、費用や損害賠償額、証拠収集手続の長短に基づくフォーラム・ショッピングや警告状の実務等、訴訟戦略を検討する第一部と、第一部のコンサルティングの内容を基に、諸外国と比較した現在の日本の知的財産紛争処理制度の長短、及び将来的課題についてパネルディスカッションの第二部で構成される。第一部はアメリカ、ドイツ等主要諸国における訴訟経験を持つ現役の弁護士が、企業特許担当者の役を演ずる者にコンサルティングを行い、第二部は、裁判官、学者などが加わり、特許制度の政策面から現行制度を見直し、改善提案を行う。

【会場】: 早稲田大学小野梓記念館(法務研究科) B2 小野記念講堂

お申込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10267>

編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/>